

(案)

消防庁舎の早期建替えを求める決議

現在、本市の消防局・中央消防署合同庁舎は、建設から既に築48年が経過している。老朽化が進むこの建物は、消防庁舎に求められる耐震基準を満たしておらず、大規模地震発生時には、倒壊などにより、市民の生命・財産を守るために対応にあたる消防職員の身の安全が脅かされるばかりでなく、消防車両・資機材が損なわれるおそれがある。

同様に、東消防署薬円台出張所もまた、築60年が経過しており、屋根の錆や腐食をはじめ施設の老朽化が著しくなっている。加えてこの建物は、施設面積が狭く、市の耐震診断の対象となっていないため、耐震基準に届いているかさえ定かでないまま、消防庁舎として使用され続けている。

船橋市内の現在の人口や住民の年齢構成、土地利用の在り方や建築物の構造は、消防局・中央消防署合同庁舎、そして東消防署薬円台出張所が建設された当時とは大きく異なっている。また、平成23年の東日本大震災や令和元年房総半島台風など、数十年前には想定されていなかった大規模自然災害も、近年全国で頻発している。こういった社会状況・自然環境の変化によって生じる消防需要は、従前のものとは異なってきており、消防力の人的・物的な整備も実態に応じた対応が必要とされてきている。

しかしながら、両施設は老朽化や安全性への懸念に加え、いずれも消防職員の執務環境や消防車両の配置・資機材の保管場所としても狭隘化しており、本市がこれまで整備してきた消防力を機動的に運用できるとは言い難い現状にある。また、東消防署薬円台出張所は、現在の消防需要の実態や他署所との位置関係から、現状の機能及び配置場所が最善であるか、改めて検討が必要と考えられる。

平成28年度の当初予算に「消防局・中央消防署合同庁舎建替え検討のための基本構想」の策定に要する費用が計上されたものの、その後遅々として実現への進捗を看守することはできておらず、また、東消防署薬円台出張所についても、小規模修繕は行われているものの、将来に向けた施設の在り方を本格的に検討する動きは現状全く見られない。

以上のことから、執行機関においては、本市の実態に即して市民の生命・財産を守り抜く万全な消防力を整備し、もって安全・安心なまちづくりを進めるため、消防庁舎の建替えに要する費用、実施に向けたスケジュール、優先順位等を十分に検討した上で、消防局・中央消防署合同庁舎及び東消防署薬円台出張所を早期に建て替えることを求める。

以上、決議する。